

セーフティネット（緊急経営安定）保証・貸付とは？

セーフティネットという言葉は、新聞紙上などではよく聞くと思いますが、どのようなものかご存知でしょうか？

これは金融機関の破綻や大型倒産による連鎖倒産の防止、不況業種に属する企業の救済などを目的として、政府が特別に保証、貸付を行なう制度です。

いざ、という時には使える制度なので、カンタンにご紹介しておきます。

1. 信用保証協会のセーフティネット保証

(1) 信用保証協会の保証枠

信用保証協会は、借入れをする際には欠かせないもので、皆様よくご存知だと思います。この保証協会の保証枠はいくらかご存知ですか。

●一般保証枠 普通保証 2 億円 無担保保証 8,000 万円

一般的には、無担保保証が使われていると思います。

セーフティネットは、一般保証枠の別枠として、次の保証枠が設けられています。

●セーフティネット保証枠 普通保証 2 億円 無担保保証 8,000 万円

すなわち、セーフティネットの対象になれば、一般保証と別枠保証を併せて、無担保で 1 億 6,000 万円までの保証が受けられるということになります。

また、保証料は通常は保証額の 1%程度ですが、セーフティネット保証の場合は、0.4%～0.8%と通常よりも低い保証料になっています。

(2) セーフティネットの対象になるのは

セーフティネットの対象になるのは、次のような場合です。

- ① 1号：連鎖倒産防止 最近ではセザール、東ハトなどが対象となる。
- ② 2号：取引先企業のリストラ等の影響 マイカル関連など
- ③ 3号：突発的事故等
- ④ 4号：突発的災害等 三宅島噴火など
- ⑤ 5号：不況業種に属する中小企業
- ⑥ 6号：金融機関の破綻 最近では中部銀行、永代信用組合など
- ⑦ 7号：金融機関の合理化による貸出抑制（支店削減等の場合）
- ⑧ 8号：整理回収機構に貸付債権が譲渡された再生可能な中小企業

この中でも最も多いのが、5号の不況業種関連です。信用保証協会のホームページで見ると、現在159業種あります。多岐に渡って不況業種が掲げられていますので、自社の業種が入っているかどうか、確認して見て下さい。

●東京信用保証協会 <http://www.cgc-tokyo.or.jp>

(3) セーフティネット保証を受ける手続き

① 市区町村の商工課等の窓口に認定申請書を提出



② 「特定中小企業者」の認定を受ける。



③ 金融機関または保証協会に認定書を添付して保証付き融資を申し込む



④ 審査・融資実行

2. 政府系金融機関のセーフティネット貸付

(1) 取り扱い金融機関

セーフティネット保証に連動して、政府系金融機関でセーフティネット貸付（緊急経営安定対応貸付）の制度が設けられています。

セーフティネット貸付は、次の4つの機関が行なっています。

- ① 中小企業金融公庫
- ② 商工組合中央金庫
- ③ 国民生活金融公庫

(2) 融資の種類

上記の金融機関において、それぞれ次の融資を行なっています。

- ① 中小企業経営支援資金
- ② 中小企業運転資金円滑化資金
- ③ 金融環境変化対応資金
- ④ 中小企業倒産対策資金

1.4%程度の低金利で、最長7年の返済期間という有利な条件の貸付となっています。概要は次ページにまとめておきます。

セーフティネット貸付制度

	中小企業 経営支援資金	中小企業運転 資金円滑化資金	金融環境変化 対応資金	中小企業 倒産対策資金
対象 (概要)	一時的に売上高が減少 利益が悪化している中 小企業 ・ 売上高が前期より 5%減少 ・ 最近 3 ヶ月の売上 高が前年同期より 減少 ・ 純利益額、売上高 経常利益率が前期 より悪化 ・ 回収条件の長期化 支払条件の短縮化 等により悪化	一時的な業況悪化に より資金繰りが悪化 している中小企業 ・ 最近 3 ヶ月間 または 6 ヶ月 間の売上高が 前年同期比で 5%以上減少 ・ 当座比率が前期 より低下 ・ 手元流動性比率 が前期より低下 ・ 取引条件が悪化	金融機関との取引状 況の変化により一時 的に資金繰りが悪化 している中小企業 ・ 取引金融機関が 業務停止命令を 受けた ・ 取引金融機関が 経営破綻の状況 ・ 取引金融機関か らの借入等が整 理回収機構に譲 渡された	関連企業の倒産に伴い資金繰 りに困難をきたしている中小 企業 ・ 倒産した企業に営業債権 等 50 万以上ある ・ 倒産企業との取引額が 全取引額の 20%以上を 占める ・ 倒産企業の債務保証をし ている ・ 倒産企業から受注予定の 商品、役務を取り消され た
資金使途	運転資金	運転資金	運転資金	運転資金 一部設備資金あり
融資額	●中小公庫● 一般貸付と合わせて 4 億 8000 万円 ●商工中金● 4 億 8000 万円 ●国民公庫● 普通貸付と合わせて 4800 万円	●中小公庫● 8000 万円 (別枠) ●商工中金● 1 億 5000 万円 ●国民公庫● 4000 万円 (別枠)	●中小公庫● 2 億円 (別枠) ●商工中金● 1 億 5000 万円 ●国民公庫● 3000 万円 (別枠)	●中小公庫● 1 億 5000 万円 (別枠) ●商工中金● 1 億 5000 万円 ●国民公庫● 3000 万円 (別枠)
返済期間	5 年以内 (最長 7 年) 据置期間 1 年以内 (最長 2 年)	5 年以内 (最長 7 年) 据置期間 1 年以内	5 年以内 (最長 7 年) 据置期間 1 年以内 (最長 2 年)	5 年以内 (最長 7 年) 据置期間 1 年以内 (最長 2 年)
利率 (年)	基準利率 1.40~1.65%	基準利率+0.05% 1.45%	基準利率 1.40~1.65%	基準利率 1.40~1.85%

※利率等、詳細は取扱い機関にご確認下さい。

3. 経済再生改革対応緊急貸付制度

平成 15 年 2 月より、貸し渋り・貸し剥がし対策の融資制度ができました。

これも政府系金融機関で扱っています。

概要は下記のとおりです。

経済再生改革対応緊急貸付制度

	中小企庫	商工中金	国民公庫
対象 (概要)	不良債権処理の加速策を理由として、金融機関から、総与信残高の減少、約定した返済条件以上の元金の弁済、当座預金の解約、総与信残高が減少している中での担保・保証人の追加、資金繰りに困難をきたす程度の金利の引上げ等の要請を受けた企業 ・ 適切な事業活動等、改善計画を提出 ・ 少なくとも、現状程度の金融支援を行う取引金融機関が一つ以上ある	自助努力による経営改善を行う中小企業で、債務超過でなく、債務の履行状況に問題がないが業況が低調、過小資本などの問題がある企業 ・ 不良債権処理の加速策を理由として、金融機関から、約定した返済条件以上の弁済、当座預金の解約、借入残高が減少している中での担保・保証人の追加、相当程度の金利の引上げの要請を受けた ・ メインバンクの支援が見込まれる	借入金の返済遅延や金融事故がないにもかかわらず、取引金融機関から、貸し渋り・貸し剥がしを受けた ・ 借入残高を減少させられた ・ 契約した返済条件を超える返済をさせられた ・ 既存の借入に担保や保証人を追加させられた 既存の借入金利を引上げられた
融資額	3 億円 (別枠)	1 億円 (ただし、金融環境変化対応資金の担保免除特例制度の貸出残高との合計限度額)	3000 万円 (別枠)
返済期間	5 年以内 据置期間 1 年	5 年以内 据置期間 6 ヶ月	5 年以内 (最長 7 年) 据置期間 1 年
利率(年)	基準利率 担保免除相当額については 基準利率+0.3%	所定の利率	基準利率
担保条件	担保が不足する場合は、事業の見通しを考慮し、8000 万円を限度に担保徴求の一部免除の特例あり。	担保が不足する場合は、事業の見通しを考慮し、5000 万円を限度に担保徴求の一部免除の特例あり	1.4%

